

岩手県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良事業計画を次のとおり変更した。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成29年6月2日から同月29日まで関係書類を縦覧に供する。

平成29年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
山口地区	当該事業計画に係る土地改良事業計画書の写し	一関市役所